

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

何もしなかった兄が、今更
母の遺産を要求してきて…。

亡母の遺産分けのご相談です。私たち3人姉妹は子供の頃からずっと仲が良く、結婚後も近くに住んでいます。上の兄とは完全に疎遠です。特に兄の結婚後は嫁が打ち解けない人で両親ともうまくいかず、兄ともども家に近寄りなくなりまして、子供もいると思いますが、付き合いもなく事情は分からないままです。

10年前に父が亡くなった時は、配偶者控除があるし母の生活費も必要なので、一軒家も預貯金も母の単独相続としました。その5年後の80歳頃から母は目に見えて足腰が弱り出し、私たちが代わる代わる家に行つて面

倒を見るようになりました。兄にも来るよう連絡したのですが、来ません。もちろん妻も子供もです。頭にくるので兄を問い詰めると、「遺産は要らない。3人で分けてくれ」と言うので、まあそれなら仕方ないかと、その旨一筆書いてもらいました。ところがです。四十九日後に3人で話し合っていたら、兄が来て「もともと、自分も要るといいます。妻が欲しがっていい

て、娘が障害者なので。初めて聞いた話です。一軒家は土地が3000万円くらいで、家は古過ぎて売却するとして取り壊し前提です。預貯金は10年前からだいたい減って1500万円ほど。兄は何もしなかったし、要らないと言っていたのに今更等分の取り分をというのには納得がいかない。録音もしていればよかったですか？この後どうすればいいですか？

生前の相続放棄はできません。
遺産分割調停を起こしては。

お腹立ちはごもっともです。遺産は親が作った財産なので、親の面倒を見た人がもらい、反対に全く見なかった人にはもらう資格はないと、個人的には思っています。

とはいえ残念ながら、お兄さまの遺産放棄の一筆はもちろん、それをたとえ録音していたとしても、法的には何の効力もないのです。相続放棄ができるのは相続開始後3カ月以内で（民法915条）、事前にできるのは「遺留分放棄」（1049条のみ。その前提として、お母さまにお兄さまには相続させない旨の遺言を書いてもらっていないと意味がなく、もちろん遺言はないのですよね。

遺産計約4500万円は相続税の基礎控除額の範囲ですね。取り分は各およそ1100万。不動産を誰かが単独取得すれば代償金として他の3人に払わなといけません。そんな金銭的余裕は普通ないはず。お兄さまが欲しいのはお金だし、預貯金からその分を払って、残額および不動産を姉妹の共有

としておき、高く売れる時に売却して3人で分ける。しかし、不動産は固定資産税もかかるし管理しないといけないし、それは割に合わないと思われでしょう。3人共同してお兄さまを相手に家裁に遺産分割調停を起こしてはどうでしょうか。弁護士を頼まなくてもやれると思いますよ。家裁調停委員も事情が分かるので、お兄さまに取り分を少なくするよう説得してくれるはず。亡きお母さまの要介護度が4とか5とか、非常に高かった場合には姉妹の介護によってヘルパーを頼まなくて済んだ分を寄与

分として換算し、その分兄の取り分を減らせますが、そこまでの要介護度でないとしたら、家族間の援助は当然なので寄与分とは見ないまでも、大いに酌むべき事情ではあります。調停委員も長くやりましたが、影の主役は嫁といわれています。夫の場合もあります。当事者ではないのに調停にいつもついてきて、待合室で決裁（？）をしている。たぶんお兄さまだけであれば約束した手前、遺産を要求しなかったと思いますが、妻を説得できないし、また実際に本当にお金に困っているのだと思います。

